

大阪広域水道企業団会計規程の一部を改正する規程を公布する。

令和3年3月31日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第10号

大阪広域水道企業団会計規程の一部を改正する規程

第1条 大阪広域水道企業団会計規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>（1）～（8） （略）</p> <p>（9） 物品 原材料、消耗品、郵便切手類、<u>量水器（市町村域水道事業において経理するものに限る。）</u>並びに有形固定資産以外の車両運搬具、工具器具及び備品をいう。</p> <p>（10）～（12） （略）</p> <p>（勘定科目）</p> <p>第13条 水道企業の経理は、収益勘定、費用勘定、資産勘定、負債勘定及び資本勘定を設けて行い、その勘定科目の区分は、<u>企業長が別に定めるところ</u>による。</p> <p>（収入の更正）</p> <p>第30条 収支等執行者は、収入済みの収入について、科目又は所属を<u>誤っていた</u>場合は、収入の更正を行わなければならない。</p> <p>（資金前渡職員の指定）</p> <p>第38条 地企令第21条の5第1項の規定により資金を前渡される職員（以下「資金前渡職員」という。）は、<u>別表第4</u>の第2欄に掲げる職にある者をもって充てるものとする。</p> <p>2 資金前渡職員について、<u>別表第4</u>の第</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>（1）～（8） （略）</p> <p>（9） 物品 原材料、消耗品、郵便切手類並びに有形固定資産以外の車両運搬具、工具器具及び備品をいう。</p> <p>（10）～（12） （略）</p> <p>（勘定科目）</p> <p>第13条 水道企業の経理は、収益勘定、費用勘定、資産勘定、負債勘定及び資本勘定を設けて行い、その勘定科目の区分は、<u>別表第4</u>に定めるところによる。</p> <p>（収入の更正）</p> <p>第30条 収支等執行者は、収入済みの収入について、科目又は所属を<u>更正する</u>場合は、<u>企業長と協議の上</u>、収入の更正を行わなければならない。</p> <p>（資金前渡職員の指定）</p> <p>第38条 地企令第21条の5第1項の規定により資金を前渡される職員（以下「資金前渡職員」という。）は、<u>別表第5</u>の第2欄に掲げる職にある者をもって充てるものとする。</p> <p>2 資金前渡職員について、<u>別表第5</u>の第</p>

2 欄に掲げる職にある者が欠けたとき又はその者に事故があるときは、当該期間中、同表第3欄に掲げる職にある者に対して資金を前渡するものとする。

3・4 (略)

(支出の更正)

第47条 収支等執行者は、支払済みの支出について、科目又は所属を誤っていた場合は、支出の更正を行わなければならない。

(領収書等の徴取)

第52条 金銭出納員は、第49条第1項の規定に基づき、出納取扱金融機関に支払をさせるときは、口座振替による場合を除き、債権者の領収書又は出納取扱金融機関の領収書等を徴さなければならない。

(入札保証金の取扱い)

第56条 (略)

2 分任金銭出納員は、入札保証金を収納したときは、入札保証金納付書を納入者に交付しなければならない。

3 収支等執行者は、入札保証金の還付を行うときは、入札保証金納付書によって分任金銭出納員に通知しなければならない。

4 分任金銭出納員は、前項の規定による通知を受けたときは、入札保証金納付書と引換えに入札保証金を還付しなければならない。

(たな卸資産の範囲)

第76条 (略)

2 前項のたな卸資産の分類は、別表第5のとおりとし、その細目については別に定める。

(直購入)

2 欄に掲げる職にある者が欠けたとき又はその者に事故があるときは、当該期間中、同表第3欄に掲げる職にある者に対して資金を前渡するものとする。

3・4 (略)

(支出の更正)

第47条 収支等執行者は、支払済の支出について、科目又は所属を誤っていた場合は、企業長と調整の上、支出更正をしなければならない。

(支払の通知)

第52条 金銭出納員は、第49条第1項の規定に基づき、出納取扱金融機関に支払をさせるときは、口座振替による場合を除き、支払通知書により債権者に通知しなければならない。

(入札保証金の取扱い)

第56条 (略)

2 分任金銭出納員は、入札保証金を収納したときは、入札保証金納付書に記名押印して納入者に交付しなければならない。

3 収支等執行者は、入札保証金の還付を行うときは、入札保証金納付書に記名押印することによって分任金銭出納員に通知しなければならない。

4 分任金銭出納員は、前項の規定による通知を受けたときは、入札保証金納付書に受領者をして記名押印させ、これと引換えに入札保証金を還付しなければならない。

(たな卸資産の範囲)

第76条 (略)

2 前項のたな卸資産の分類は、別表第6のとおりとし、その細目については別に定める。

(直購入)

<p>第93条 経営管理部長は、第76条第1項各号に掲げる物品のうち、購入後直ちに使用する予定のもので、直接当該予算科目の支出として処理することができるものを定めることができる。</p> <p>2 市町村域水道事業においては、<u>第76条第1項各号に掲げる物品</u>のうち、購入後直ちに使用する予定のもの又は建設仮勘定を設けて経理する建設改良工事に使用する予定のものを、所属長の決裁を経て直接当該予算科目の支出として処理することができる。</p> <p>3 第82条第3号及び第84条第1項の規定は、前2項の規定によって処理した<u>物品</u>のうち残品が生じた場合に準用する。</p>	<p>第93条 経営管理部長は、<u>消耗品及び第76条第1項各号に掲げるたな卸資産（以下「消耗品等」という。）</u>のうち、購入後直ちに使用する予定のもので、直接当該予算科目の支出として処理することができるものを定めることができる。</p> <p>2 市町村域水道事業においては、<u>消耗品等</u>のうち、購入後直ちに使用する予定のもの又は建設仮勘定を設けて経理する建設改良工事に使用する予定のものを、所属長の決裁を経て直接当該予算科目の支出として処理することができる。</p> <p>3 第82条第3号及び第84条第1項の規定は、前2項の規定によって処理した<u>消耗品等</u>のうち残品が生じた場合に準用する。</p>
--	--

別表第4を削り、別表第5を別表第4とし、別表第6を別表第5とする。

第2条 大阪広域水道企業団会計規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(会計の区分)	(会計の区分)
第5条 (略)	第5条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 (略)	3 (略)
<u>(1) 藤井寺水道事業</u>	
<u>(2)・(3)</u> (略)	<u>(1)・(2)</u> (略)
<u>(4) 大阪狭山水道事業</u>	
<u>(5)～(7)</u> (略)	<u>(3)～(5)</u> (略)
<u>(8) 熊取水道事業</u>	
<u>(9)～(11)</u> (略)	<u>(6)～(8)</u> (略)
<u>(12) 河南水道事業</u>	
<u>(13)</u> (略)	<u>(9)</u> (略)

附 則

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。